

愛知県企業庁週休2日工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「地域の守り手」である建設業の持続的な発展のために、建設現場の労働環境改善、将来の担い手確保に向けて、愛知県企業庁が取り組む週休2日工事について、必要な事項を定め、その適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語は、次のとおり定義する。

- (1) 対象期間 完全週休2日又は週休2日に取り組む期間
- (2) 休工 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態
- (3) 祝日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (4) 工事完了日 完了通知提出日
- (5) 港湾・漁港工事 愛知県積算基準及び歩掛表【港湾・漁港・海岸編】を適用する工事

(対象工事等)

第3条 愛知県企業庁の発注工事で、単価適用日が令和6年10月1日以降の全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 保全工事並びに水道工事における一般修繕工事及び設備修繕工事
- (2) 応急復旧工事
- (3) 施工期間が著しく短い工事
- (4) 小規模な現場が点在する工事

2 「港湾・漁港工事」については、「愛知県週休2日工事実施要領(港湾・漁港工事編)」を準用する。

3 公共建築工事積算基準を適用する工事については、建設局の定める「建築工事における週休2日制工事実施要領(以下「建築工事実施要領」という。)」を準用する。ただし、建築工事実施要領第8条に定める工事成績評定については、本要領第8条により評価する。また、2025年4月1日以降契約の工事については、建築工事実施要領第8条に定める工事成績評定により評価することとする。

(形式)

第4条 形式は、次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日
完全週休2日とは、対象期間内において「土曜日」「日曜日」「祝日」を基本の休工対象日とすることをいう。ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週(土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日)で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。
- (2) 月単位の週休2日
月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月ごとにおいて休工率(休工日数/対象期間日数)が

28.5%(4週8休)以上であることをいう。

(3) 通期の週休2日

週休2日とは、対象期間内において休工率(休工日数/対象期間日数)が 28.5%(4週8休)以上であることをいう。

(対象期間)

第5条 対象期間は契約締結日の翌日(余裕期間制度を適用する場合は工事の始期)から工事完了日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。

- (1) 準備期間(契約締結日の翌日から施工開始日の前日までの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。)
- (2) 後片付け期間(施工完了日の翌日から工事完了日までの期間)
- (3) 夏季休暇(3日間)
- (4) 年末年始休暇(6日間)
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が対象外とする作業を実施する期間(施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間)

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第6条 積算における補正係数は次のとおりとする。

- (1) 発注者は当初設計にて、補正係数表の「月単位の週休2日」の補正係数を適用する。
- (2) 「月単位の週休2日」が達成できない場合、休工状況に応じて以下の補正係数に変更する。
- (3) なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計等、外注が想定される業務については、補正の対象としない。

補正係数表

休工状況の 適用区分	月単位の週休2日 (4週8休以上)※	通期の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日未満 (補正なし)
労務費	1.04	1.02	1.00
機械経費(賃料)	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.05	1.03	1.00

※当初設計時適用補正係数 (完全週休2日も同値)

- (4) 土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙1による
- (5) 土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別紙2による
- (6) 下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙3による

(取組内容)

第7条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書の「施工条件の明示」において、以下のことを明示する。
 - ・本要領の対象工事であるか否か
 - ・週休2日を実施しない工事の場合はその理由
 - ・対象工事の場合で、第5条(7)に該当する週休2日の対象外の作業を設定する場合はその内容
- (2) 受注者は、当初施工計画書(工場製作を伴う場合は、現場施工計画書)に、休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出する。
- (3) 受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施結果(休工日及び非対象期間を明示)を提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (4) 受注者は月単位の週休2日又は通期の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (5) 発注者が週休2日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (6) 受注者は、通期の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

(工事成績評定)

第8条 工事成績評定は、次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日工事
完全週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度」において評価する。
- (2) 月単位の週休2日工事
月単位の週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度」において評価する。(令和7年4月1日以降契約の工事については評価しない。)
- (3) 通期の週休2日工事
通期の週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度」において評価する。(令和7年4月1日以降契約の工事については評価しない。)

2 提出された工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」の項目において、2点減点する。

(取組証の発行)

第9条 受注者は、取組証の発行を希望する場合には工事完了日までに監督員に申し出ること。その場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日工事取組証(様式1)を発行するものとする。

ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、取組証は発行しない。

附 則

この要領は令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年10月1日から施行する。

(参考1) 完全週休2日工事

(□:工事実施日)							完全週休2日実施有無				休工率		
日	月	火	水	木	金	土	土日祝日の 日数	土日祝日の 休工日数 ※1	完全週休2日 実施有無	備 考	日数	休工日数	備 考
準備期間			対象期間 開始日 □	□	□	休工	1	1	○	この週に土曜日しかないため、土曜日(1日)以上を閉所した場合は完全週休2日の達成とみなす。	4	1	
休工	□	□	振替休工	□	□	□	2	2	○	地元条件による同一週の振替休工は認める。	7	2	
□	□	□	□	□	□	休工	1	1	○	この週の対象期間に土曜日しかないため、土曜日(1日)以上を閉所した場合は完全週休2日の達成とみなす。	1	1	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。
休工	□	祝日 休工	□	夏季休暇(3日間)			2	2	○		4	2	夏季休暇は非対象期間とする。
□	□	□	□	□	□	休工	2	1	×	地元条件による振替休工であるが、振替が同一週でないことから未達成となる。	7	1	
休工	□	振替休工	□	祝日 休工	□	休工	3	3	○		7	4	
休工	□	□	□	□	雨天休工	□	2	1	×	雨天による振替休工は休工と認めない。	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。
休工	□	□	□	□	□	□	2	1	×	土曜日に工事を実施(振替休工なし)したためカウントしない。	7	1	
休工	□	□	□	□	□	休工	2	2	○		7	2	
休工	□	□	□	対象期間 終了日 □	→後片付け期間		1	1	○	この週に日曜日しかないため、日曜日(1日)以上を閉所した場合は完全週休2日の達成とみなす。	5	1	
休工率									7	完全週休2日取得率 = (完全週休2日の達成週/対象期間中の全週間数) = 7/10=70% < 100%	56	17	休工率 = (17日/56日) = 30.3% ≧ 28.5% ※2

完全週休2日取得率=100%未満 かつ 休工率=30.3% ≧ 28.5%

⇒完全週休2日 未達成 通期の週休2日 達成

※1 振替休工含む

※2 小数第2位切り捨て

(参考2) 月単位の週休2日工事

・対象期間の開始日に関わらず暦上の月を1月^{ひとつき}とし、すべての月ごとにおいて休工率 28.5%以上取得した場合、達成とする。

ただし、暦上の土曜日・日曜日・祝日の休工では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日・祝日の合計日数以上の休工を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなす。(※1)

日	月	火	水	木	金	土
						●月1日
●月2日	●月3日	●月4日	●月5日	●月6日	●月7日	●月8日
●月9日	●月10日 施工 開始日	●月11日	●月12日	●月13日	●月14日	●月15日
●月16日 休工	●月17日	●月18日	●月19日	●月20日	●月21日	●月22日 休工
●月23日 休工	●月24日	●月25日	●月26日	●月27日	●月28日	●月29日 休工
●月30日 休工	○月1日	○月2日	○月3日	○月4日	○月5日	○月6日 休工
○月7日 休工	○月8日	○月9日	○月10日	○月11日	○月12日	○月13日 休工
○月14日 休工	○月15日	○月16日	○月17日	○月18日	○月19日	○月20日 休工
○月21日 休工	○月22日	○月23日	○月24日	○月25日	○月26日	○月27日 休工
○月28日 休工	○月29日	○月30日	△月1日	△月2日	△月3日 施工 完了日	△月4日

⇒評価対象外

1月目(●月10日～●月30日)
→6休工日/対象期間18日 = **33.3%** ≥ 28.5%
4週8休(28.5%以上)休工 → **達成**

非対象期間としてカウント

2月目(○月1日～○月30日)
→8休工日/対象期間30日 = **26.6%** ≤ 28.5%
対象期間内の土日祝日は8日 = 8休工日 → **達成**
※1土曜日・日曜日・祝日の合計日数以上の休工を行っているため達成とす
ズ

3月目(△月1日～△月3日)
→0休工日/対象期間3日 = **0%** ≤ 28.5%
対象期間内の土日祝日は0日 = 0休工日 → **達成**
※1土曜日・日曜日・祝日の合計日数以上の休工を行っているため達成とす
る。

このケースの場合月単位での週休2日 = **達成**
(すべての月で達成しているため)

(参考3) 週休2日工事

(□：工事実施日)

							休工率		
日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備 考
準備期間←			対象期間 開始日 □	□	□	休工	4	1	
対象期間 開始日 休工	□	□	振替休工	□	□	□	7	2	
□	発注者が非対象とする作業を実施する期間					休工	1	1	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。
休工	□	祝日 休工	□	夏季休暇（3日間）		□	4	2	夏季休暇は非対象期間とする。
□	□	□	□	□	□	休工	7	1	
休工	□	振替休工	□	祝日 休工	□	休工	7	4	
休工	□	□	□	□	雨天休工	□	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。
休工	□	□	□	□	□	□	7	1	
休工	□	□	□	□	□	対象期間 終了日 休工	7	2	
休工	□	□	□	対象期間 終了日 □	→後片付け期間		5	1	
休工率							56	17	休工率 = 30.3%※1 (17日/56日)
休工率 = 30.3% ≧ 28.5% 通期の週休2日達成									

※1 少数第2位切り捨て

(様式1)

年 月 日

週休2日工事取組証

名称

代表者名 (契約の相手方) 様

工 事 名		
最終契約金額 ※ 1	金	円
本工事の業種 ※ 2		
週休2日の形式	<input type="radio"/>	完全週休2日工事
	<input type="radio"/>	月単位の週休2日工事 【港湾・漁港工事】 4週8休工事
	<input type="radio"/>	通期の週休2日工事 (引渡し年月日が2025年3月31日以前の場合のみ評価可能)
引渡し年月日 ※ 3	年	月 日

※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外

※2 (例) 土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業(PC工事除く)」と記載
(例) PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載

※3 完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載

愛知県〇〇〇所長 印

名称	区分	現場閉所補正係数	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置校(ガードレール)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置校(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置校(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置校(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置校(落石防止網)		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕耕		1.01	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.02	1.03
道路植栽工	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グレーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

名称	区分	現場閉所補正係数	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ハンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ(ハウエル管)設置工		1.02	1.03

名称	規格・仕様	現場閉所補正係数	
		通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04
砂基礎工	機械施工	1.02	1.04
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.04
砕石基礎工	機械施工	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02